

# 会 則

## 第1章総則

### 第1条 (名称)

本会は「おとなりさん互助会」と称する。

### 第2条 (本部及び班)

- 1、会は京都府乙訓地域内に本部を置く。
- 2、必要に応じて班を組織する。
- 3、短期事業を遂行するための作業チームを編成する。

### 第3条 (目的)

- 1、第2章にいう会員の知識・技能・経験を生かし、あらゆる仕事を起こし、地域の人々に役に立つ事業・サービスを行う。
- 2、仕事を通じて会員相互の助け合いの輪を広げる。

### 第4条 (運営資金)

会を運営する費用は会員の出資金と事業益金でまかなう。

## 第2章会員

### 第5条 (会員)

会の趣旨に賛同し、会則を誠実に履行する個人は会員となることができる。

### 第6条 (入会)

入会を希望する者は、別に定める出資金を添えて入会手続きを行い第4章にいう役員会で承認する。

### 第7条 (退会)

退会を希望する会員は、会員本人または家族が役員会に届け出るものとする。

## 第3章総会

### 第8条 (総会)

- 1、総会は本会の最高決議機関であって年1回開催を原則とする。
- 2、総会の召集は代表が行う。
- 3、3分の1以上の会員が要求したとき、または役員会が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 4、総会は委任状を含めて会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 5、総会の議決は出席者の過半数の賛成(委任状を含む)を必要とする。

## 第4章役員

### 第9条（役員）

本会は第3条の目的達成と日常的に会を運営するために次の役員を置く。

- 1、代表1名 副代表1名 事務局長1名 会計1名 役員若干名  
監査役 1名
- 2、役員は総会で選出する
- 3、任期は1年間とするが、再任は妨げない。

### 第10条（役員会）

- 1、役員会は総会から次の総会まで会を統括し、諸事項の処理決定を行う。
- 2、役員会は毎月開催を基本とする。

## 第5章計算

### 第11条（会計年度）

会計年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### 第12条（運営費）

- 1、会員は別に定める価額で作業・サービスの提供または物品の販売を行い、その収入のうち別に定める金額を運営費として会に納めるものとする。
- 2、自らの判断で割引・割増を行ってはならない。

### 第14条（余剰金）

- 1、余剰金の処分は第6条の出資金、会運営費に必要な費用及び各種の事業を継続するために必要な資金を控除した残額を、金銭または物品を持って会員に配分する。配分する金額及び方法は総会決定による。
- 2、会則第2条第2項の班は、事業収益から班員及び事業に携わった会員に作業費用または分配金を支払い、その事業の継続に必要な資金を控除した残額を会に納めるものとする。
- 3、前項の班による収益金の処分は役員会の承認及び、会の会計監査を受けなければならない。
- 4、会則第2条第3項の作業チームの収益金処分は、その都度役員会の承認を得たうえで一定額を会に納入し残額を作業した会員で分配することができる。

### 第15条（出資金の返還）

- 1、会員が退会するときは出資金全額を返還する。
- 2、会を解散する場合を除き、退会以外の理由で出資金は返還しない。

## 第6章

### 第16条（諸規定）

会の運営に必要な諸規定は別に定める。